

令和 8 年度外国農業人材受入体制支援事業費補助金の募集について

令和 8 年 1 0 月 1 3 日

担い手の減少と高齢化が進む中、本県農業における持続可能な生産体制を維持発展させることを目的として、外国農業人材の適正な受入・雇用及び定着に向けた環境整備に取り組むため、雇用手続や居住環境等の整備を行う農業経営体等を支援します。

事業内容	本県農業における外国農業人材（特定技能、技能実習、育成就労等）の受入体制強化を図るため、以下の事業を実施する農業経営体等に対し、必要な経費を補助します。 ①雇用手続支援事業 在留資格認定証明書交付申請等の行政手続に要する経費、登録支援機関への委託料等への支援。 ②居住環境等整備支援事業 外国農業人材が安心して生活できる寮の改修に必要な経費、居住に必要な備品購入費等への支援（取得価格 1 5 万円（税抜）未満の備品等は除く）。
条 件 等	補助率及び補助上限額は下記のとおり。 ① 雇用手続支援事業：定額（外国農業人材 1 人当たり補助上限 1 0 万円、1 事業者当たり 2 人まで） ② 居住環境等整備支援事業：1 / 3 以内（補助上限 1 0 0 万円／経営体） ※予算の範囲内での交付となります。申請多数のために予算超過が見込まれる場合は、補助金額が希望額を下回る場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
補助対象者	以下の要件をすべて満たす者 1. 県内で農業を営む農業経営体（認定農業者、認定新規就農者、農業法人等）等 2. 外国農業人材の適正な雇用・定着及び関係法令の遵守に取り組む者 3. 県税の未納がないこと 4. 交付申請日の前日から起算して 6 か月前から交付申請日までの間においてその雇用する外国農業人材を事業主の都合により離職（解雇又は勧奨退職等）をさせた実績がないこと。 ※ただし、契約期間の満了、受入人材の自己都合による退職又はやむを得ない事由による帰国等による離職であると認められる場合は、この限りではない。
申請期間	令和 8 年 1 0 月 1 3 日（火）～令和 9 年 1 月 2 5 日（月） [17:00 必着] ※毎月 2 5 日を〆切とし、予算上限に達し次第終了とします。
提出書類等 本事業の申請に係る様式等は、宮城県農政部農業振興課のホームページに掲載しています。	☐ 事業実施計画承認申請書（実施要領：別紙様式 1） ☐ 事業実施計画書（実施要領：別紙 1） ☐ 収支予算書（実施要領：別紙 2） ☐ 誓約書（実施要領：別紙 3） ☐ 見積書（原則 2 社以上。1 社の場合は理由書（任意様式）も提出） ☐ 図面・位置図・整備前の写真、カタログ等（居住環境整備事業の場合） ☐ 定款、農業経営改善計画認定書の写し等（経営体を確認できる書類） ☐ 県税の未納がないことの証明書（納税証明書）

問合せ・提出先

問合せ受付時間は、平日午前9時から午後5時までです（土日・祝祭日は受付しておりません）。

提出書類を電子データ等で揃え、管轄の地方振興事務所又は地方振興事務所地域事務所の農業振興部（農業・農村振興部）に御提出ください。

【各地方振興事務所等の連絡先】

- ・大河原地方振興事務所 農業振興部 調整指導班(TEL 0224-53-3516)
- ・仙台地方振興事務所 農業振興部 農業振興班(TEL 022-275-9250)
- ・北部地方振興事務所 農業振興部 調整指導班(TEL 0229-91-0718)
- ・北部地方振興事務所栗原地域事務所 農業振興部 地域調整班(TEL 0228-22-2268)
- ・東部地方振興事務所 農業振興部 農業振興班(TEL 0225-95-7809)
- ・東部地方振興事務所登米地域事務所 農業振興部 地域調整班(TEL 0220-22-3535)
- ・気仙沼地方振興事務所 農業・農村振興部 農業振興班(TEL 0226-24-2534)
- ・農政部 農業振興課 先進的経営体支援班(TEL 022-211-2833)